

平成29年度 第5回 南九州市庁舎建設等市民検討委員会

日時 平成30年3月22日（木）18時～

場所 南九州市役所知覧庁舎本館2階委員会室

会 次 第

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 経過報告
- 4 協議
 - (1) 第4回委員会の議事要旨の承認について
 - (2) 提言書について
- 5 その他
- 6 閉会

南九州市新庁舎建設位置についての提言書（案）

平成30年3月

南九州市庁舎建設等市民検討委員会

～はじめに～

南九州市は、旧穎娃町、旧知覧町及び旧川辺町による平成19年12月1日の合併から10年が経過し、これまで旧3町の均衡ある発展のため、総合支所方式及び一部分庁方式を採用し、行政運営を行ってまいりました。

しかしながら、行財政の効率化や施設の老朽化といった課題も顕在化し、今後どのような庁舎でどのような行政サービスの在り方が望ましいのかを市民目線による総合的な観点から検討するため、平成24年度に南九州市庁舎の在り方市民検討委員会（以下「平成24年度在り方検討委員会」という。）が設置され、平成25年3月に市の将来の庁舎方式の在り方及び庁舎建設の今後の方向性について提言があったところです。

平成24年度在り方検討委員会では、徐々に本庁方式へ移行しつつ、10年後から20年後を目途に新庁舎を建設する方向で準備を進めるべきであるとの提言があり、本委員会でもこの提言を尊重し、新庁舎の建設位置を議論してきました。

今回の提言書では、本委員会における意見を集約し、現時点で最も適していると考えられる新庁舎の位置について提言するものです。

今後、市において新庁舎の位置を判断していくことと思われませんが、本提言を十分に考慮していただきますようお願いいたします。

平成30年3月

南九州市庁舎建設等市民検討委員会

委員長 蔵元 泰正

1 平成24年度在り方検討委員会の提言

- (1) 新庁舎に職員数350人を収容し延床面積7,000㎡の庁舎を建設する場合、多額の建設費用（約40億円）を要するので毎年2億円程度の基金積立を行う。
- (2) 現庁舎については、耐震補強工事を実施する。
- (3) 新庁舎建設地域以外の2地域の支所庁舎の存続は不可欠である。
- (4) 現在の総合支所方式＋一部分庁方式では職員数削減は難しいため、本庁方式へ徐々に移行する。
- (5) 今後は高齢化が進んでいくことが予想されることから、交通弱者に配慮した交通網の整備や行政システム・ネットワークを構築する。
- (6) 地域コミュニティの促進を図り、市民が行政に積極的に参加できるような施策が必要である。
- (7) 一層の行財政改革推進により経費削減を実現し、効率的な行政サービスを目指す。

2 平成24年度在り方検討委員会後の市の取組み状況

- (1) 平成25年度・平成26年度に現庁舎の耐震補強工事を実施。
- (2) 庁舎建設整備基金積立状況 410,137,996円（平成29年12月末現在）
平成25年度から毎年1億円ずつ積立している。
- (3) 組織再編により、職員数の削減を行っている。
合併時505人→平成29年度412人

3 南九州市の行政組織及び庁舎施設

- (1) 行政改革を進めているが、総合支所方式を維持しながら、職員層を今後より一層削減することは難しい状況にある。
- (2) 庁舎施設の現況は以下のとおり

| 施設名 | 竣工年 | 建築年数 (平成30年3月) | 階層 | 延床面積 |
|---------|-----|-------------------|----------|--------|
| 知覧庁舎 本館 | S38 | 54年 | 地下1階一部3F | 1,869㎡ |
| 川辺庁舎 本館 | S42 | 50年 | 地下1階一部3F | 2,533㎡ |
| 顛娃庁舎 本館 | S44 | 48年 | 地下1階一部2F | 1,941㎡ |

4 新庁舎の概略規模

新庁舎の建設位置を検討するに当たっては、施設の規模や必要な敷地面積が判断の重要な要素となります。平成24年度在り方検討委員会の提言に基づき、市から次のとおり概略規模の提示があったことから、これらの事項を前提に協議しました。

(1) 規模算定の要素

- ① 職員及び嘱託職員の総数は350人とする。
- ② 議員数は議員定数の20人とする。
- ③ 現状の組織構成を採用する。
- ④ 駐車スペースは、建物外に設ける
- ⑤ 市民活動スペース、その他機能については別途検討を行う。

(2) 概略規模

① 庁舎

ア 敷地面積 2,700㎡ (延床面積7,000㎡~8,000㎡の3階建てと仮定)

イ 延床面積の算定

- ・総務省起債対象事業算定基準
- ・国土交通省新営一般庁舎面積算定基準

② 駐車場

ア 駐車台数 800台

- ・職員通勤用私用車 350台
- ・公用車 150台
- ・来客用 300台 (行政嘱託委員会等の開催を想定)

イ 敷地面積 20,000㎡ (1台当たりの必要面積25㎡×800台)

③ その他オープンスペースや緑地等の配置

ア 敷地面積 2,000㎡~3,000㎡

5 新庁舎の位置検討について

新庁舎は新たなまちづくりの拠点となる施設であり、その位置については、地方自治法第4条第2項に規定される趣旨や市民の利便性のほか、行政事務の効率化を考慮する必要があります。

本委員会は、財政的な視点から市有地であることを条件とし、次の表の6箇所について、利便性や経済性、法令適合性等により比較検討を行いました。

参考(1) 施設の名称、敷地面積及び活用状況

| | 施設名 | 敷地面積 | 活用状況 |
|---|------------|---------|------------------|
| 1 | 青戸中学校 | 40,074㎡ | 平成30年度まで中学校として活用 |
| 2 | 別府中学校 | 35,914㎡ | 平成30年度まで中学校として活用 |
| 3 | 知覧農業振興センター | 29,890㎡ | 農政事業、茶業課・建設課の事務所 |
| 4 | 穎娃庁舎 | 14,281㎡ | 行政庁舎 |
| 5 | 知覧庁舎 | 6,230㎡ | 行政庁舎 |
| 6 | 川辺庁舎 | 9,382㎡ | 行政庁舎 |

参考(2) 既存施設の解体費用

| | 施設名 | 解体面積 | 解体費用 |
|---|------------|-------------------------|--------------|
| 1 | 青戸中学校 | RC造 2,981㎡ S造 58㎡ | 135,785,200円 |
| 2 | 別府中学校 | RC造 3,233㎡ S造 32㎡ | 146,707,600円 |
| 3 | 知覧農業振興センター | RC造 414㎡ S造 779㎡ | 32,734,800円 |
| 4 | 穎娃庁舎 | RC造 1,941㎡ S造 680㎡ | 99,973,200円 |
| 5 | 知覧庁舎 | RC造 1,869㎡ S造 2,088㎡ | 122,062,800円 |
| 6 | 川辺庁舎 | RC造 2,820㎡ S造 1,048㎡ | 146,328,000円 |

※解体費用の単価 RC造45,200円/㎡・S造18,000円/㎡

6 新庁舎の位置の提言

本委員会において比較検討した結果、農地法の規制（農地転用）の課題はあるものの、必要な敷地面積を十分に確保できる点、市の地理的中心付近に位置している点、交通アクセスの点からも市民の利便性が高く、既存の建物の解体に要する費用等について総合的に判断し、新庁舎の位置としては、**知覧農業振興センター**とすることが望ましいとの結論になりましたので、提言いたします。

7 新庁舎の建設に当たっての配慮すべき事項

本委員会として、新庁舎を建設するに当たり、配慮していただきたい事項を次のとおり提案します。

- (1) 平成24年度在り方検討委員会では、建設費用約40億円に対して毎年2億円の積み立てを提言しているが、現在のところ、毎年1億円ずつしか積み立ててられていない。このような状況を踏まえると、平成24年度在り方検討委員会に基づく提言を尊重するものの、財政状況を十分に考慮した建設計画とすることが望ましい。
- (2) 庁舎移転に伴い、知覧庁舎の跡地利用やちらん町商店街の活性化と維持に配慮していただきたい。併せて、三地域の均衡ある発展のため、穎娃地域及び川辺地域についてもそれぞれの地域特性を生かした地域振興策を講じていただきたい。
- (3) 穎娃地域及び川辺地域の支所機能の縮小に伴い、市民サービスの低下が懸念されることから、地区公民館で簡易な証明を発行するなどといった行政手続きの多角化について検討していただきたい。
- (4) 市が保有する遊休資産の積極的な処分のほか、あらゆる手段を模索し、財源確保を図っていただきたい。
- (5) 新庁舎は歴史や景観と調和した市のシンボルとなるよう検討していただきたい。
- (6) 市民及び行政がそれぞれの果たすべき責任と役割を自覚し、相互に協力し合う協働によるまちづくりを推進し、将来への負担を減らすよう努めていただきたい。

南九州市における国公有財産の最適利用推進検討会開催要領

平成30年2月16日

1. 名称

南九州市における国公有財産の最適利用推進検討会

2. 目的

南九州市及び九州財務局鹿児島財務事務所が連携して、地域の様々な課題の解決に向け、庁舎等をはじめとする国公有財産の最適利用を実現することを目的とする。

3. 構成員

原則として以下のとおりとするが、必要に応じてオブザーバーの参加を認める。

南九州市 総務課長、財政課長及び関係職員

九州財務局鹿児島財務事務所 管財課長及び関係職員

4. 検討事項等

主に次の事項について、意見交換・検討及び情報共有等を行う。

- (1) 南九州市内における国公有財産の最適利用
- (2) 国の庁舎整備事業
- (3) 集約官署跡地等の活用
- (4) 公的施設の相互利用や整備等に関する事項

5. 検討会の開催等

- (1) 九州財務局鹿児島財務事務所に事務局を置く。
- (2) 検討会は、随時、構成員の要求により、事務局が招集する。
- (3) 開催場所、議題、議長等については、開催の都度、事務局が指定する。
- (4) その他の事項については、適宜、構成員間で協議の上、決定する。